

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和二年七月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	特別養護老人ホーム 百楽荘	安芸高田市吉田町吉田 527 番地 7	所在地	安芸高田市吉田町吉田 1948 番地 1